

議案第 85 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

教育委員会が就学援助に関する事務を処理するために、市長が提供する特定個人情報として児童扶養手当関係情報を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報	情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの	1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
2・3 省略				2・3 省略			